

7-6 環境への負荷

7-6-1 廃棄物等

1. 予 測

(1) 工事の実施

① 建設工事に伴う副産物の発生

ア. 予測項目

建設工事に伴う副産物（産業廃棄物）の種類、発生量、再生利用及び処理・処分の方法とした。

なお、建設工事に伴う副産物（建設発生土）については、切土及び盛土によるバランス調整を行い、場外搬出がないことから予測項目としていない。

イ. 予測時期

工事の実施の期間全体とした。

ウ. 予測地域

予測地域は対象事業実施区域内とした。

エ. 予測方法

建設工事に伴い発生する産業廃棄物の種類及び発生量は、事業計画の内容より推定した。排出量は、区域内での有効利用等の内容を踏まえて検討のうえ、予測した。

オ. 予測結果

建設工事に伴い発生する産業廃棄物の種類及び量は表7-6-1.2に示すとおりであり、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊など合計約711 t発生すると予測する。また、そのうち約475 tについては有効利用を図る計画としている。

また、本事業の建設工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年5月31日 法律第104号）の対象工事となることから、同法律に基づく「鳥取県特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等の実施に関する指針」（平成14年5月 鳥取県）を踏まえて、建設資材廃棄物の再利用、再資源化等を実施する。

なお、上記指針では、特定建設資材廃棄物の再資源化率の目標として、コンクリート塊及びアスファルト・コンクリート塊は100%、建設発生木材は75%が掲げられている。

表7-6-1.2 産業廃棄物の種類及び発生量

種 類	発生量 (t)	有効利用量 (t)	処分量 (t)	処理等の方法	
				-	-
コンクリート塊	104	104	0	産業廃棄物処理業者に委託処理	建設リサイクル法の特定建設資材として再資源化
アスファルト・コンクリート塊	14	14	0		建設リサイクル法の特定建設資材として再資源化
ガラス及び陶磁器くず	89	5	85		安定型処分場に埋立
廃プラスチック類	42	11	31		安定型処分場に埋立
金属くず	206	206	0		再資源化
木くず	128	127	1		建設リサイクル法の特定建設資材として再資源化
紙くず	8	8	0		再資源化
混合廃棄物	35	0	35		埋立処分等
その他	85	0	85		安定型処分場に埋立
合計	711	475	237		-

(2) 施設の存在・供用

① 施設の供用に伴う一般廃棄物

ア. 予測項目

施設の供用に伴う一般廃棄物の種類、発生量、再生利用及び処理・処分の方法とした。

イ. 予測時期

供用時における事業活動が定常に達した時期とした。

ウ. 予測地域

予測地域は対象事業実施区域内とした。

エ. 予測方法

供用時の廃棄物の種類及び発生量は、計画施設の事業計画に基づいて廃棄物の種類ごとに予測した。

オ. 予測結果

供用時に施設から発生する廃棄物の種類及び量は、表7-6-1.3に示すとおりである。

供用時に施設から発生する廃棄物は、焼却灰が最も多く20.3 t/日であり、計29.3 t/日の廃棄物が発生する。

焼却残渣（焼却灰等）については、全量埋立てを基本とする。

表7-6-1.3 施設から発生する廃棄物

項 目	発生量（t/日）
	ストーカ方式
焼却灰	20.3
焼却飛灰	9.0
熔融スラグ	—
熔融飛灰	—
メタル	—
合計	29.3

注) 発生量の「—」は発生しないことを示す。

2. 環境保全措置

(1) 工事の実施

① 建設工事に伴う副産物の発生

建設工事に伴い発生する産業廃棄物は、可能な限り再資源化する。工事にあたっては、分別排出を徹底し、「廃棄物処理法」により産業廃棄物の収集運搬業や処分業の許可を受けた業者に委託し、マニフェストを使用して適正に処理を行う。

(2) 施設の存在・供用

① 施設の供用に伴う一般廃棄物

焼却残渣（焼却灰等）については、全量埋立てを基本とするが、最終処分場の情勢に応じて、焼却残渣の一部を再利用することを検討する。

3. 評価

(1) 評価の手法

① 環境影響の回避・低減に係る検討による手法

環境保全措置の実施方法等について検討した結果、事業者により実行可能な範囲内で対象事業に係る環境影響ができる限り回避又は低減されているかについて評価した。

(2) 評価の結果

① 工事の実施

ア. 建設工事に伴う副産物の発生

建設工事に伴う産業廃棄物は、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊など合計約711 t 発生すると予測する。これに対し、本事業では、これらの産業廃棄物は可能な限り再資源化するなどの環境保全措置を講じることから、事業者により実行可能な範囲内で対象事業に係る環境影響が回避又は低減されているものと評価する。

② 施設の存在・供用

ア. 施設の供用に伴う一般廃棄物

施設の供用に伴う一般廃棄物は、焼却残渣（焼却灰等）については、全量埋立てを基本とするが、最終処分場の情勢に応じて、焼却残渣の一部を再利用することを検討するといった環境保全措置を講じることから、事業者により実行可能な範囲内で対象事業に係る環境影響が回避又は低減されているものと評価する。